

等級格付けの手引き

令和4・5年度入札参加資格
(令和5年10月1日追加認定分)

宮崎県 県土整備部 管理課

等級格付け ※格付け5業種を申請する方はお読みください

1 等級格付けの概要

(1) 格付け対象工事（5業種）

土木一式工事／建築一式工事／電気工事／管工事／舗装工事

※ その他の業種については、入札参加資格の有無のみを審査し、点数や等級はつきません。

(2) 等級格付けの方法

◎ 総合数値と等級要件により決定します。

総合数値		+	等級要件
経営事項評価数値	技術等評価数値		

◎令和4・5年度入札参加資格追加認定では、下表の総合数値のとおりランク付けされます。

(単位：点)

	土木一式	建築一式	電気	管	舗装
特A	1,315～	1,060～	—	—	—
A	1,007～1,314	919～1,059	913～	880～	1,175～
B	843～1,006	749～918	715～912	794～879	981～1,174
C	～842	～748	～714	～793	～980

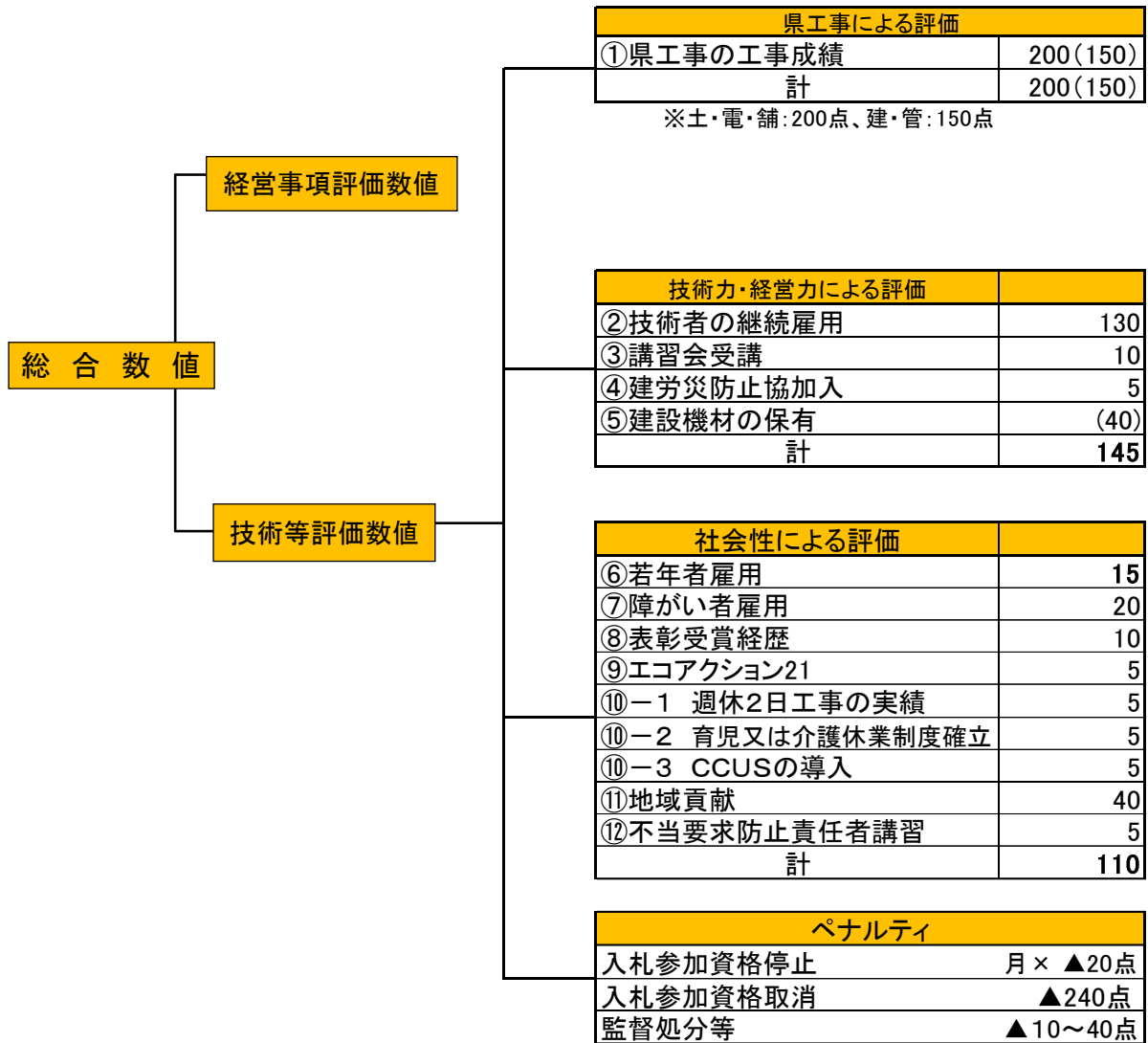
※ 総合数値の順位が高くても、必要な等級要件を満たしていない場合には下位にランク付けされます。

◎ 格付業種ごとの発注標準額について

(単位：円・税込)

	土木一式	建築一式	電気	管	舗装
特A	7,000万以上	1億以上	—	—	—
A	7,000万 3,000万～	1億 4,000万～	1,200万以上	1,200万以上	1,200万以上
B	3,000万 1,500万～	4,000万 1,500万～	1,200万 500万～	1,200万 500万～	1,200万 400万～
C	1,500万未満	1,500万未満	500万未満	500万未満	400万未満

◎総合数値の体系



等級要件	
技術者要件	
完工高要件	
特定建設業許可要件	
昇降級要件	

経常JVの取扱い

……同時登録は認めない。
 1つの単体企業と同等として取扱い、
 規定数の中に入れ込む。
 加算に当たっては、合併計画書の
 提出を必要とする。

その他	
県外業者に対する技術等評価方法	
企業継続の特例	
事業協同組合に係る特例	
入札参加資格取消に伴う県工事の工事成績(除外)	
※合併・協業化(企業間連携)の特例(加算)	10%
※新分野進出の特例(加算)	5点

2 等級格付けに関する事項

(1) 経営事項評価数値

経営事項評価数値

決算期が次の各期間内にある総合評定値通知書（経審結果通知書）の総合評定値（＝P点）により算出します。

P点の対象期間 令和4年2月1日～令和5年1月31日

- ※ 決算期の変更等で期間内に2回以上の審査基準日がある場合は、対象期間内にある総合評定値のうち、最新のものを採用します。
- ※ 申請書の提出時点で、総合評定値通知書がない場合は、経営事項審査の申請書（宮崎県知事許可業者は受付印のあるものに限る）1枚目の写し（宮崎県知事許可以外の許可業者については受付印がなくても可）を提出するとともに、令和5年8月31日までに総合評定値通知書を提出することが必要です。提出がない場合には、資格を認定しません。
- ※ 法人の新設、合併時等の取扱いはお問合せください。

(2) 技術等評価数値

① 県工事による評価

県工事の工事成績

県工事の工事成績の平均から算出した「**成績点**」と、工事1件ごとに格付け基準（土木一式工事であれば特A、A、B、C）に応じた個別評点を合計した「**受注点**」との合計により評価します。

【対象工事】 工事成績点が付与されている下記発注工事

※成績点が付与される工事は、当初設計金額が250万円（税込）以上の工事です。

＜対象となる発注機関 ※これ以外の機関の工事は対象となりません＞

知事部局（本庁・出先機関）、企業局、病院局

教育委員会（本庁、出先機関・県立学校）

警察本部（本庁、警察署）、地方職員共済組合宮崎県支部

警察共済組合宮崎県支部、公立学校共済組合宮崎県支部

【対象期間】 次表のとおり

業 種	完了検査を受けた期間
土木一式／舗装	平成31年4月1日～令和4年3月31日（3年分）
建築一式／電気／管	平成29年4月1日～令和4年3月31日（5年分）

具体的には、次の要領で加点点数を計算します。

ア. 県工事の工事成績点の平均から65を引いたものを「成績点」とする。

イ. 工事ごとの当初請負金額（税込額）に応じた評点を合計したものを「受注点」とする。

○ 建設工事ごとの請負金額と評点の区分（現行（R4・R5年度）の発注標準額で分類）

工事の種類 等級区分	土木一式	建築一式	電気・管	舗装	評点
特A	7,000万円以上	1億円以上			10
A	7,000万円 3,000万円～	1億円 4,000万円～	1,200万円以上	1,200万円以上	8
B	3,000万円 1,500万円～	4,000万円 1,500万円～	1,200万円 500万円～	1,200万円 400万円～	6
C	1,500万円未満	1,500万円未満	500万円未満	400万円未満	4

土木一式の場合の具体例

工 事 名	完了検査年月日	請負金額	等級	工事成績点	個別評点
県道○号改良工事	R1.10.5	22,456	B	84.0	6
国道○号○工区	R2.3.25	17,500	B	81.0	6
○○△災害復旧工事	R2.2.26	56,865	A	80.0	8
農道整備事業△工区	R2.6.18	3,564	C	85.0	4
				工事成績点の平均 (小数点第2位 切り捨て)	個別評点の合計
				↓	↓
				成績点 (平均-65)	受注点
				17.5	24

ウ. ア及びイにより得られた点数に、同一の工事種類の最高点数者を加点上限とするための計算式を用いて加点点数を算出する。

県工事成績の加点上限は、「成績点」が100点（建築一式工事、管工事については50点）、「受注点」が100点とし、最高点数者がこの上限点数となるよう以下の計算式を用いてそれぞれの加点点数を算出します。

$$\begin{array}{l}
 \text{各業者の} \\
 \text{成績点} \\
 \text{又は} \\
 \text{受注点}
 \end{array}
 \times
 \frac{100 \text{点(上限点数※)}}{\text{全業者を通しての最高点}}
 =
 \text{実際の加点点数}$$

※ 建築一式工事・管工事の成績点
の上限点数については50点

※例えば、前ページに記載した具体例における加点点数は…

○ 成績点：17.5点 (= (84+81+80+85) ÷ 4 - 65)

○ 受注点：24点 (= 6+6+8+4)

…であって仮に全業者を通しての最高点が

成績点：26.0点

受注点：230点 であつた場合

【成績点】

$$17.5 \times 100 / \underline{26.0} = \boxed{67\text{点}} \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

↑

全業者を通しての最高点 (例)

【受注点】

$$24 \times 100 / \underline{230} = \boxed{10\text{点}} \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

↑

全業者を通しての最高点 (例)

$$67\text{点} + 10\text{点} = \boxed{77\text{点}} \leftarrow \text{実際に加点される点数}$$

② 技術力・経営力による評価

技術者の在籍状況

令和4年9月30日の時点で、1年以上継続して在籍している有資格技術者の、資格の種類および在籍人数に応じて評価点数を加点します。(過去に1年以上の在籍期間があったとしても、R4.9.30の時点で在籍していなければ加点されません。)

土木一式	建築一式	電気	管	ほ装	点数
7点加点対象者のうち、監理技術者資格者証及び同講習修了証 (R4.9.30時点で有効なものに限る)を保有している者					8
1級土木施工管理技士	1級建築施工管理技士	1級電気工事施工管理技士	1級管工事施工管理技士	1級舗装施工管理技術者	7
1級建設機械施工管理技士 技術士	1級建築士	第1種電気工事士 技術士	1級技能士 技術士		
1級土木施工管理技士補 1級建設機械施工管理技士補	1級建築施工管理技士補	1級電気工事施工管理技士補	1級管工事施工管理技士補		5
2級土木施工管理技士(土木)	2級建築施工管理技士(建築)	2級電気工事施工管理技士	2級管工事施工管理技士	2級舗装施工管理技術者	3
2級建設機械施工管理技士	2級建築士	第2種電気工事士 電気主任技術者	給水装置工事主任技術者 2級技能士		
		建築設備士	建築設備士		
		1級計装士	1級計装士		

注意 ① 各業種に対応する技術士の各部門・各科目、及び管工事の技能士の検定業種は、建設業法における専任技術者の資格要件と同一です。

② 次の資格については、資格取得後に一定期間の実務経験が必要です。該当者については、経営事項審査申請において提出を求めている実務経験者名簿(経営事項審査用)を令和4年9月30日時点の状況で作成し、添付する必要があります。

実務経験1年以上

・建築設備士、1級計装士、給水装置主任技術者

実務経験3年以上

・第2種電気工事士、2級技能士

実務経験5年以上

・電気主任技術者

【技術者としての認定に必要な条件】

ア. 法人または従業員5人以上の個人事業所の場合(社会保険の加入義務あり)

→ 政府管掌健康保険、組管掌健康保険の被保険者、建設国保等の国保組合の組合員(扶養家族は除く)であり、かつ、**健康保険被保険者証の資格取得日が令和3年10月1日以前**の者であること。

※ 扶養家族や社会保険等の未加入者については、加点対象となりません。

※ 国民健康保険の加入者は、加点対象となりません。

※ 後期高齢者医療制度への移行者については、事業主から1年以上継続して源泉徴収を受けている必要がありますので、源泉徴収票を提出ください。

イ. 従業員4人以下の個人事業所の場合

→ 専従者又は事業主から1年以上継続して源泉徴収を受けている者であること。

※ 代表者（個人にあつての事業主）はア・イにかかわらず加点できます。

【評価点数の上限】

最大130点まで

【注意事項】

- 1人の技術者が同一業種の加点対象資格を複数持っていますが、点数の高い方の資格のみ加点します。
- 1人の技術者が複数の業種の資格を持っている場合は、それぞれの業種において加点できます。

研修会・講習会等の受講

令和4年9月30日の時点で、1年以上継続して在籍している職員が、次の機関が実施する研修会・講習会等へ参加した場合、その実績に応じて加点します（申請時には、研修会等受講確認書（講座ごとに作成されたもの）又は氏名・受講年月日等が確認できる修了証等を提出）。

【点数】 最大10点（1人1講座当たり1点）

※ 「1人が10講座受講で10点」、「1講座を10人が受講して10点」のいずれの場合も可です。

【主催または実施主体】

(公財)宮崎県建設技術推進機構／(一財)宮崎県建築住宅センター
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構／(一社)宮崎県建設業協会
宮崎県職業能力開発協会／宮崎県管工事協同組合連合会
(一社)宮崎県建築業協会／宮崎県土木施工管理技士会／宮崎県森林土木協会
(一社)宮崎県建築士会／(一社)宮崎県建築士事務所協会
(一社)宮崎県電業協会／宮崎県舗装協会／宮崎県農村振興技術連盟

※ 上記以外の機関の研修会・講習会等は対象となりません。

※ 上記機関の下部団体（〇〇協会〇〇支部等）が開催した研修会等は対象となりません。

※ カルチャー講座等、趣味の範囲のものは対象となりません。

※ 添付された研修会等受講確認書の原本又は受講修了証の写しにて上記主催又は実施主体の明記がない場合には、加点されません。明記がない場合には、様式第7号を添付してください。

※ 県管理課が実施する建設業者研修会は対象となりません。

対象となる者

代表者を含む。代表者以外の者については、会社の社会保険（健康保険）への加入などで、在籍が確認できることが必要です。（②技術者の在籍状況の考え方に同じです。事務職員でも可ですが、在籍の要件は満たしている必要があります。）

対象となる期間

令和2年10月1日～令和4年9月30日に受講したもの

建設業労働災害防止協会への加入

建設業労働災害防止協会への加入がある場合に5点を加点します（ただし、申請時に協会発行

の会員証明書（原本）を提出した場合に限る）

建設機材の保有（舗装のみ）

令和4年9月30日の時点で、舗装工事用の建設機材を保有または長期リースしている場合、最大40点まで加点します。

対象機種		点数
アスファルトフィニッシャー		10点
※	マカダムローラ	10点
	タイヤローラ	10点
	モータグレーダ	10点

【注意事項】

- ※の3機種は、アスファルトフィニッシャーを保有又はリースしている者のみに加点します。
- 所有している場合は、売買契約書や譲渡証明書など、所有状況を確認できる書類の提出が必要です。
- リース契約の場合は、リース期間が3年以上でかつ、そのリース期間に令和4年9月30日が含まれていること。契約書の写しの提出が必要です。
- アスファルトフィニッシャーを除く※の3機種については、令和4年9月30日時点で有効な特定自主検査（過去1年以内）を受けていること。（特定自主検査記録表の写しの提出が必要）

③ 社会性による評価

若年者（35歳以下）の雇用状況

- 若年者（35歳以下）を令和4年9月30日の時点で、1年以上継続して雇用している場合、最大15点（1人の雇用で5点、2人の雇用で10点、3人以上の雇用で15点）まで加点します。（雇用保険被保険者証がない者は評価されません。）

申請時には、次の書類を提出してください。

社会保険の適用事業所	健康保険被保険者証の写し <u>及び</u> 雇用保険被保険者証の写し
社会保険の非適用事業所	源泉徴収票の写し <u>及び</u> 雇用保険被保険者証の写し

- ※ 令和4年9月30日時点で35歳以下（35歳を含む。）の者が対象となります。（技術／事務の区別を問いません）
- ※ 代表者及び役員は対象となりません。

障がい者の雇用状況

- 令和4年6月1日の時点で、障がい者の法定雇用率を満たしていない場合は、▲10点とします。
- また、令和4年9月30日時点で雇用している障がい者1人につき、次の点数を最大20点まで加点します。ただし、雇用義務のある場合については、法定の雇用障がい者数を超える障がい者についてのみ、加点します。
例) 法定雇用義務1人のところ、3人雇用している場合は、2名が加点対象となります。

雇用期間	1年以上	6月以上1年未満
加 点	5点	3点

【注意事項】

- 代表者・役員は除きます。
- 令和4年4月1日以前に、障害者手帳の交付を受けていることが必要です。（申請時には、本人同意の上で、写しの提出が必要）
※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれも可。
- 雇用期間は、法人および従業員5人以上の個人事業所の場合は、社会保険（健康保険）の加入年月日から起算するものとします。
また、従業員4人以下の個人事業所の場合は、継続して源泉徴収を受けている期間を雇用期間とします。

【参考：障がい者の雇用義務について】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一定規模以上の会社は、一定の割合の障がい者を雇用する義務があります。

一般に民間企業の場合、法定雇用率は2.3%です。

例えば、従業員数55人の事業所では、

$$55人 \times 2.3\% = 1.265 \rightarrow 1人$$
の雇用義務が生じます。

ただし、一部の業種では、算定基礎となる従業員数に対する一定の割合の控除が認められています。この割合を除外率といい、**建設業の場合は20%**です。

同じく55人の事業所を例に計算すると、

$$\{55 - \text{除外率}(55 \times 20\%)\} \times 2.3\% = 1.012 \rightarrow 1人$$
となります。

すなわち、障がい者の雇用義務が発生する会社の規模は、**一般の民間企業では従業員43.5人以上、建設業では従業員55人以上となります**が、詳しくはお近くの公共職業安定所（ハローワーク）までお尋ねください。

表彰受賞経歴

令和2年10月1日から令和4年9月30日までに、会社として、次の表彰・顕彰等を受けた場合、最大10点（1件あたり5点）まで加点します。（申請時には、表彰状等の写しが必要です）

対象となる表彰	表彰者
建設雇用改善優良事業所表彰	厚生労働大臣・知事
中小企業退職金共済制度普及協力表彰	(独)勤労者退職金共済機構理事長
建設業退職金共済制度普及協力表彰	(独)勤労者退職金共済機構理事長
建設工事等指定統計調査表彰	国土交通大臣
経営合理化等表彰	(一社)全国建設業協会会長
職場安全等表彰	宮崎労働局長
労働災害防止活動表彰	建設業労働災害防止協会会長
電気保安功労者表彰	経済産業大臣
地域環境保全功労者表彰	知事
交通安全功労者表彰	知事
交通安全表彰	県警察本部長(※署長等は対象外) 九州管区警察局局长、警察庁長官
赤十字事業感謝状	日本赤十字社社長(※支部長等は対象外) 厚生労働大臣

※ 上記以外の表彰等は加点対象となりません。

エコアクション21の認定

一般財団法人 持続性推進機構から、エコアクション21の認証・登録証を交付されている場合に加点します。（申請時には、認証・登録証の写しを提出）

【点数】 5点

【注意事項】

- ISO14001（経営事項審査）との重複加点は認めません。
- 令和4年9月30日時点で有効な認証・登録の通知を受けていることが必要です。
- 対象活動範囲に、対象業種が記載されているものに限りです。

エコアクション21に関する問い合わせ
TEL：0985-51-2077

公益財団法人 宮崎県環境科学協会
URL：<http://www.miyazaki-kankyo.or.jp/>

働き方改革や生産性向上への取組状況

以下のとおり、企業の働き方改革等への取組状況に応じて加点します。

◎ 県発注工事における週休2日工事の実績

令和2年4月1日から令和4年3月31日までに引き渡しを終えた県発注工事において、週休2日工事（4週6休以上を達成し、補正係数を乗じて最終変更契約）を実施した実績が1つでもある場合、5点を加点します。

※ 2つ以上該当があっても5点です。

※ 週休2日工事に該当するか否かは、当該工事の発注機関にお問い合わせください。

※ 令和2年4月1日以降の発注工事については、実施証明書の写しを添付してください。（令和2年4月1日以降の工事でも実施証明書の添付ができない場合には添付不要です。）

◎ 育児または介護休業制度の確立状況

令和4年9月30日の時点で、育児休業制度または介護休業制度を有している場合に、5点を加点します。

加点に当たっては、当該部分を含む就業規則等が労働基準監督署に届け出られ、受け付けられている必要があります。（従業員が常時10人以上の場合のみ。従業員が常時10人未満の場合は、労働基準監督署の確認は不要）

※就業規則から育児休業又は介護休業規定が独立している場合は、就業規則本体の提出は不要です。

◎ 建設キャリアアップシステムの導入状況

令和4年9月30日の時点で、建設キャリアアップシステム（CCUSという。）に事業者として登録されている場合、5点を加点します。

【各相談窓口のご案内】

★就業規則の作成・改正等に関すること

常時10人以上の労働者を使用する事業所の場合——各労働基準監督署

- ・ 宮崎労働基準監督署（管轄区域：宮崎市、西都市、東諸県郡、児湯郡）
〒880-0813 宮崎市丸島町1番15号 TEL 0985-29-6000
- ・ 延岡労働基準監督署（管轄区域：延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡）
〒882-0803 延岡市大貫町1丁目2885-1 TEL0982-34-3331
- ・ 都城労働基準監督署（管轄区域：都城市、小林市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡）
〒885-0072 都城市上町2街区11号都城合同庁舎6階 TEL0986-23-0192
- ・ 日南労働基準監督署（管轄区域：日南市、串間市）
〒887-0031 日南市戸高1丁目3番17号 TEL0987-23-5277

★育児・介護休業制度の規定等に関すること

宮崎労働局雇用環境・均等室 TEL 0985-38-8821

★労務管理等に関する相談

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 TEL 0985-26-7106

地域貢献

以下のとおり実施した県内地域貢献活動等に対して、全体で最大 40 点まで加点します。

◎ 国、県、市町村または公益目的を有する団体等が主催する地域貢献活動への参加または、建設業者が独自に実施した地域貢献活動

(令和2年10月1日から令和4年9月30日の間)

参加回数 × 1点 (※最大20点まで。ただし、独自活動については2回まで。)

- 「公益目的を有する団体」とは、公益を目的とした事業を実施する団体で、法令に基づき設立された団体及び建設業に関連のある任意団体とします。
- 評価の対象となるのは無償のボランティア活動です。
- 実施主体からの参加要請を受けて、会社として対応した活動に限ります（代表者や職員が個人的に実施・参加した活動は対象外）。

具体例（あくまで具体例で、これ以外のものが該当しないというわけではありません。）

○ 国・県・市町村又は公益目的等を有する団体等が主催する地域貢献活動への参加

実施主体からの参加(協力)要請を受け、会社として対応した活動に限ります(代表者や職員が個人的に実施・参加した活動は対象外)。

例) 道路愛護月間／河川愛護月間／海の日関連行事／協会青年部等が実施する行事、ボランティア活動
／おたすけハウス協力／○△□キャンペーンへの協賛(無料点検の実施、PR活動への参加等)
／インターシップ(就業体験)の受け入れ／土木まつりへの参加／建築パトロール／道路パトロール
／交通安全パトロールへの協力／学校行事への参加・協力 等

○ 建設業者が独自に実施した地域貢献活動

※ 東日本大震災、熊本地震に関するボランティアについては、県外での活動も独自活動の範囲内で認めます。

例) 災害時の道路・河川パトロール(無償)／災害時の応急業務・草木等の撤去(無償)
／会社として行った献血活動への協力(従業員等の個人単独の献血行為等は不可)
／会社として行った募金活動の実施(寄付・募金そのものは対象外。) 等

※ 建設業者が独自に実施した地域貢献活動については、2回までです。
(対象は活動であり、単なる寄付行為は該当しません。)

- 口蹄疫又は鳥インフルエンザにかかる防疫作業の実績は、有償・無償にかかわらず次のとおり評価の対象とします。(上限4点)

従事日数	1～4日	5～9日	10～19日	20日以上
加 点	1点	2点	3点	4点

- ※ 様式第12号により、主催する公益団体等の証明書が必要です。
 - ・ 消毒作業等で夜間の作業で、日をまたいで従事した場合・・・2日の従事とする
 - ・ 1日に複数の者が従事した場合・・・従事人数にかかわらず、1日の従事とする
 - ・ 1日に長時間に渡って従事した、1日に交代勤務で2回従事した
・・・日をまたがない限り、1日の従事とする

- 東日本大震災、熊本地震にかかるボランティア活動については、県外での活動であっても評価の対象とします。ただし、独自活動に含めます。
- おたすけハウスの協力期間の長さにかかわらず、1点の加点です。

◎ 消防団員に任命されている者が在籍している場合

在籍者数 × 2点 (※最大20点まで)

- ※ 令和4年9月30日時点で在籍していることが必要です。
- ※ 様式第15号により、市町村の証明書が必要です。

◎ 県との防災協定に基づき、応急対策業務等を実施した場合

(令和2年10月1日から令和4年9月30日の間)

実施回数 × 5点

◎ 地域総合メンテナンス業務委託契約を締結している場合

(平成29年4月1日から令和4年3月31日の間)

(「土木一式」及び「舗装」に限り加点することとします。)

業務実績が1回以上あれば一律10点

- ※ 業務実績には県の指示による待機を含みます。

経営事項審査において加点対象となっている
「防災協定の締結」のことではありません。

不当要求防止責任者講習の受講

- (公財)宮崎県暴力追放センターが実施する不当要求防止責任者講習を令和4年9月30日の時点で、1年以上継続して在籍している職員(代表者・役員を含みます。)が受講した場合5点を加点します。

(申請時には、受講修了証の写し及び保険証等の写しを提出)

- ※ 令和2年10月1日～令和4年9月30日に受講したものが対象となります。
- ※ 受講者は、事業所内において暴力団対応の責任者となる方であれば、どなたが受講しても加点の対象となります。
- ※ 受講修了証の事業所名が申請者と異なる場合、加点となりません。
- ※ 対象期間内に複数回受講しても一律5点となります。

【不当要求防止責任者講習とは】

暴対法第14条の規定に基づき(公財)宮崎県暴力追放センターが実施する暴力団からの不当要求防止に関する講習のことです。

受講するためには、先ず事務所内で「不当要求防止責任者」を選任し、管轄の警察署へ届け出る必要があります。(届け出後にセンターより受講案内が届きます。)

詳しくは、警察本部又は管轄の各警察署へご相談ください。

警察本部・各警察署	担当課
宮崎県警察本部	刑事部組織犯罪対策課 (暴力団排除係)
宮崎北・宮崎南・都城・日向・延岡警察署	刑事第二課
日南・小林・高鍋警察署	刑事課
串間・えびの・高岡・西都・高千穂警察署	刑事生活安全課

④ ペナルティ

○ 県の入札参加資格停止歴

令和3年3月1日から令和5年2月28日までの間に入札参加資格（指名停止）通知を受けた場合、その期間に応じて、次のとおり減点します。

入札参加資格停止月数	×	▲20点
------------	---	------

※ 同一の事案について、入札参加資格停止および建設業法に基づく監督処分等が併せて行われた場合には、減点の大きい方の点数で減算します。

○ 建設業法に基づく監督処分等歴

令和3年3月1日から令和5年2月28日までの間に建設業法に基づく監督処分通知を受けた場合、その回数に応じて、次のとおり減点します。

【建設業法に基づく監督処分】

- 指示処分 1回につき ▲20点
- 営業停止処分 1回につき ▲30点
- 一部業種に係る許可の取消処分
1回につき ▲40点

【建設業法第41条に基づく文書による指導および勧告】

1回につき ▲10点

※ 同一の事案について、入札参加資格停止および建設業法に基づく監督処分等が併せて行われた場合には、減点の大きい方の点数で減算します。

○ 県の入札参加資格取消

平成30年4月以降、虚偽又は不正な方法により入札参加資格の認定を受けたことが明らかとなり、資格の認定を取り消された場合は、次のとおり減点します。

入札参加資格取消	▲240点
----------	-------

※ さらに、資格を取り消された名簿掲載期間中に受注した県工事については、加点（県工事の工事成績）の対象外となります。

(3) 等級要件

○ 技術者要件

一部業種では、特A、A、Bに格付けされるにあたっては、令和4年9月30日の時点で、3か月以上継続して在籍する有資格技術者の数が次の要件を満たしていることが必要です。

要件を満たさない場合、直近下位に格付けします。

なお、1級施工管理技士補は1級相当技術者とはなりません。

	特A	A	B
土木一式	7名以上 (うち1級相当が4名以上)	3名以上 (うち1級相当が1名以上)	/
建築一式	5名以上 (うち1級相当が2名以上)	3名以上 (うち1級相当が1名以上)	
電気	/	2名以上 (うち1級相当が1名以上)	
管		2名以上 (うち1級相当が1名以上)	
舗装		4名以上 (うち1級相当が2名以上)	
			2名以上

※ 「② 技術者の在籍状況」で技術者数がこの要件を満たさない場合のみ、3か月以上1年未満継続して在籍する技術者を確認します。

※ 資格や在籍期間を確認書類は「②技術者の在籍状況」と同じです。

○ 完工高要件

経営事項評価数値の算定に用いた総合評定値通知書において、完成工事高（工事施工実績）がない業種については、最下級に格付けすることとなります。

令和4年2月1日から令和5年1月31日の間を基準決算日として受審している経営事項審査において、平均完成工事高が“0円”である業種については、最下級に格付けします。
(平均完成工事高には民間工事も含まれます。)

○ 特定建設業許可要件

- 土木一式工事における特A級
- 建築一式工事における特A級およびA級

に格付けされるためには、**令和5年2月28日時点**で、特定建設業の許可を受けていることが必要です（上記該当業種についてのみ可）。特定の許可を受けていない業者は、土木一式はA級、建築一式はB級に格付けします。

○ 昇級要件

- 新規申請（H30年4月の定期認定以降、当該業種について1度も資格認定を受けていない者を含む）の場合は、総合数値にかかわらず、当該業種の最下級に格付けします。
- R2・3年度認定（R2・3年度に認定を受けていない場合はH30・31年度）における等級区分に対して、今回2等級以上昇級する場合は、1等級の昇級にとどめます。
- 令和3年3月1日から令和5年2月28日までの間に建設業法に基づく監督処分通知を受けたものにあつては、総合数値にかかわらず、昇級を行いません。

参考 一定の在籍期間が求められる評価項目の整理

事項	評価対象者に問われる条件		在籍を裏付ける証明資料
技術者の在籍状況	・R4.9.30時点で1年以上の在籍 ・一定の有資格者	→R3.10.1以前に在籍している職員で一定の有資格者	①法人又は従業員5人以上の個人事業所(社会保険の強制適用事業所) →社会保険被保険者証 ②従業員4人以下の個人事業所(社会保険の適用対象外) →源泉徴収票 ※後期高齢者医療制度への移行者については源泉徴収票
若年者(35歳以下)の雇用状況	・R4.9.30時点で1年以上の継続雇用 ・有資格者だけでなく事務職員も可 ・法人の役員や専従者等の同居親族等は除く	→R3.10.1以前に雇用した職員	
研修会・講習会等受講	・R4.9.30時点で1年以上の在籍 ・有資格者だけでなく事務職員も可	→R3.10.1以前に在籍している職員	
継続学習制度単位の取得	・R4.9.30時点で1年以上の在籍 ・一定の有資格者以外も含む	→R3.10.1以前に在籍している職員	
障がい者の雇用状況	・R4.9.30時点で継続的な6月以上の雇用関係にあること ・有資格者だけでなく事務職員も可	→R4.4.1以前に雇用した職員で R4.4.1以前に各障がい者手帳を取得した者	
消防団員の在籍状況	・R4.9.30時点で在籍していること (在籍期間は問わない) ・有資格者だけでなく事務職員も可	→R4.9.30以前に在籍している職員で消防団員の者	
不当要求防止責任者講習の受講	・R4.9.30時点で1年以上の在籍 ・有資格者だけでなく事務職員も可 (法人の役員を含む)	→R4.10.1以前に在籍している職員	
等級要件のうち技術者要件	・R4.9.30時点で3年以上の在籍 ・一定の有資格者	→R4.7.1以前に在籍している職員で一定の有資格者	

- ※ 社会保険の強制適用事業所において、未加入の者は対象外。被扶養者も対象外。
- ※ 市町村国民健康保険は対象外。
- ※ 源泉徴収を受けている者（従業員4人以下の個人事業所など）において、最低賃金の目安としている金額（月額ベース10万円）を下回る者は対象外。

(4) その他

○ 合併加算

令和2年10月1日から令和4年9月30日までの間に、次の要件をすべて満たす合併または営業譲渡が行われた場合、(存続会社の) 経営事項評価数値の10%を総合数値に加点します(100点を上限とします)。

※ ただし、合併後の経営を受けていることが必要です。

ア. 宮崎県内に主たる営業所があり、合併時点で2年以上、宮崎県の入札参加資格の認定を受けている建設業者間での合併または営業譲渡であること。

イ. 合併または営業譲渡している者の一方が、建設業許可を全部廃業していること

【注意事項】

- ・ 合併日以前の2年間に、出資比率20%以上の資本関係があった建設業者間での合併は対象としません。
- ・ 個人と法人との合併は対象となりません。

○ 新分野進出加算

平成17年1月1日から令和4年9月30日までの間に、次のいずれかの要件に該当する場合、技術等評価数値に5点を加算します。

ア. 建設業者が自らの会社において新分野に進出し500万円以上の支出を行っていること。

イ. 建設業者が(会社として)単独で、新分野事業を営む、県内に主たる営業所を有する新会社を設立し、新会社が500万円以上の支出を行っていること。

ウ. 建設業者が他の企業と共同で、新分野事業を営む、県内に主たる営業所を有する新会社を設立し、新会社が500万円以上の支出を行っていること。

【注意事項】

- ・ 建設業以外の「新分野」とは、総務省が定める日本標準産業分類の大分類に分類される「建設業」以外の分野に進出することをいいます。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭23年法律122号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種への進出については認定しません。
- ・ 過去の資格認定において、この評価項目についての加点が行われた事業分野については、今回の加点対象とはなりません。ただし、進出分野が日本標準産業分類の大分類において、前回加点を受けた分野と別のものであり、かつ、加点の要件を満たしている場合には加点されます。
- ・ 新分野への進出を証明する書類(総会の議事録、定款や商業登記簿謄本の写し)や500万円以上支出したことが確認できる書類(領収書、振込依頼書等)の提出を求めます。
- ・ 新会社を設立して新分野事業に進出している場合(イまたはウ)は、建設業者と新会社との間に資本関係があること(建設業者が新会社に出資していること)が必要です。
- ・ 人件費、商品の原材料費や光熱水費等のランニングコスト及び他会社への出資金は、500万円の支出に含まれません。(新分野進出のための店舗や工場の新築・改築費、商品の研究開発などに要した費用が対象となります。)

○ 経常JVの取扱いについて

令和4・5年度の入札参加資格申請においても引き続き、

経常JVと企業単体での同時登録は認めない

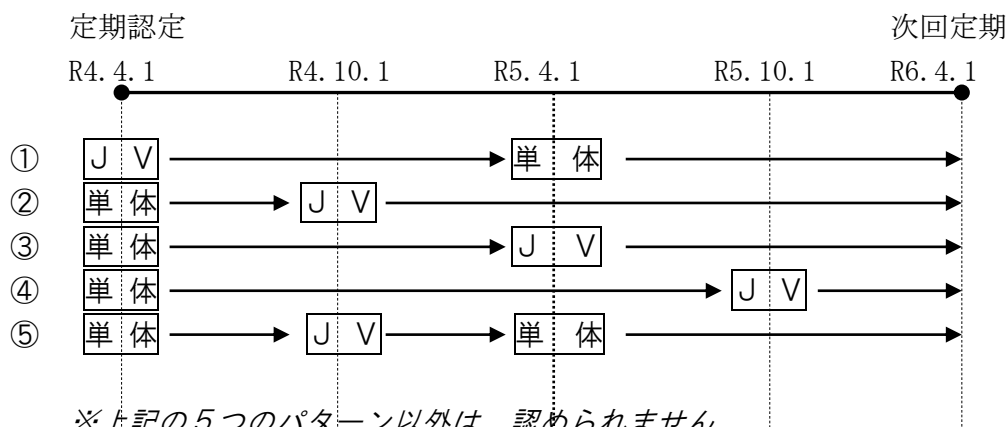
こととします。

また、それぞれのランクの構成員数に組み込みます。

経常JVの構成員となった場合は、経常JVでの登録について、その企業単体での登録は認められないため、JVでしか入札に参加することができません。いったんJVで登録を受けると、期間の途中で構成員を組み替えることはできません（経常JVの対象外の業種は単体での登録ができます）。

さらに、認定期間の中間の追加認定時（具体的には令和5年4月1日）を除き、期間の途中で当該JVを解散後、企業単体で追加の資格認定を受けることもできません。

解散後、他の企業とJVを結成することも同様にできません（ただし、パートナーの倒産・廃業の場合は除く）。



合併を前提として経常JVでの申請を行うにあたっては、当該JVにおける経営事項評価数値として算定された数値の10%を加算（100点を上限とする）して、総合数値とします。

重要

ただし、この加算を得るためには、構成員による合併計画を明らかにした書面（次回の定期認定時までには合併契約を締結する旨が記載されたもの）の提出を求めます。

この書面の提出がない場合には加算は行いません。また、次回の定期認定時に同じ経常JVで提出があった場合で、合併が行われていなかった場合には、次回認定での加算は行いません。他の構成員とともに新たな経常JVとして申請がなされた場合も同様に加算しません。